

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勤労証明) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
トーゴ	マリタイム及びサバネス地域村落給水計画のための贈与に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の交換公文	マリタイム及びサバネス地域村落給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	899,000千円 H28.1.31まで	H24.2.17 ロメで (同日)	日本側 西内和彦在トーゴ 臨時代理大使 トーゴ側 エリオット・オ イヌ国務大臣兼外務・協 力大臣	H24.3.6 53号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。